

平成27年度採用伊達市職員を募集します

平成27年度採用の伊達市職員採用試験の後期日程を次のとおり行います。

職種区分	採用予定人数	受験資格
一般事務員A	4名程度	学校教育法による大学の卒業生（平成27年3月卒業見込者を含む）で、昭和57年4月2日以降に生まれた方
一般事務員B		学校教育法による短期大学、高等専門学校、専修学校（修学年限2年以上の専門課程に限る）の卒業生（平成27年3月卒業見込者を含む）で、昭和59年4月2日以降に生まれた方
一般事務員C		学校教育法による高等学校の卒業生（平成27年3月卒業見込者を含む）で、平成7年4月2日以降に生まれた方
一般事務員D	若干名	学校教育法による高等学校の卒業生（平成27年3月卒業見込者を含む）で、昭和49年4月2日以降に生まれた方 <ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳の交付を受けている方 ●自力での通勤と職務の遂行が可能な方 ●活字印刷文での出題と口頭での面接試験に対応できる方
申込方法・受付期間		
申込方法	<p>申込書は担当窓口に着用しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。 申込書に必要な書類を添えて担当窓口へ郵送か、持参してください。 ※郵送するときは、「簡易書留」にしてください ※前期日程を受験された方は、卒業（見込）証明書の添付を省略することができます</p> <p>郵送先 〒052-0024 北海道伊達市鹿島町20番地1 伊達市役所 職員法制課職員係あて</p>	
受付期間	<p>8月1日(金)～8月15日(金) ※郵送の場合は15日までの消印有効</p>	



試験場所
保健センター（予定）

試験日
第1次試験 9月21日(日)

試験内容
教養試験、職場適応性検査



職員法制課職員係
 (市役所2階)
 ☎23-3331
 内線252～254)

✉ : syokuin@city.date.hokkaido.jp

環境衛生課からのお知らせ



☎ 環境衛生課環境衛生係（第2庁舎 ☎23-3331 内線542・545）

ごみの屋外焼却は禁止

ごみの中には、燃やすと悪臭や毒性の強いダイオキシンが発生し、生活環境に悪影響をおよぼすものがあります。

そのため「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、家庭から出るごみ（一般廃棄物）の屋外での焼却（いわゆる「野焼き」）を禁止しています。

ごみを屋外で焼却することは、周囲の人にも大きな迷惑をかけます。

「いままでも燃やしているから」という安易な考えは止めて、可燃ごみは指定のごみ袋で、資源ごみは分別収集で処理しましょう。

この法律に違反して焼却を行うと、5年以下の懲役、1千万円以下の罰金を科せられることがあります。



お墓の届出

市で管理している墓地を利用していただく方は、次のときに届出が必要です。担当課までご相談ください。

● 墓地にお墓を建てたいとき

● 墓地に納骨するとき

● 墓地の使用を変更するとき
（使用者が死亡したときなど）

● お骨を移すとき

● 墓地を返還するとき

供物の持ち帰りと

墓地の環境美化にご協力を

お盆やお彼岸の時期には大勢の方がお墓参りに訪れ、お菓子や果物などをお供えする姿が見られます。

市では墓地の供物、ごみ（花を除く）は全て持ち帰ってもらうことにしています。

供物などを置いたままにすると、カラスの食い散らかしなどで墓石や周辺が汚れますので、必ずお持ち帰りください。



環境美化条例

市では、市と市民・事業者が協働して、安全で快適な生活環境の整備に努め、清潔で美しいまちづくりを目指すため、環境美化条例を制定しています。

市内の環境美化は、市民の皆さんひとり一人が協力し、ルールを守らなければ維持できません。

伊達市をより美しく住みやすいまちにするため市民の皆さんのご協力をお願いします。

環境美化条例の主な決まり

- ごみのポイ捨てをしない
- ごみは適切に排出し、ごみステーションの清潔保持に努める
- 歩きたばこはしない
- 愛がん動物は決して捨てない
- 犬のふんは必ず持ち帰る
- 犬の散歩時はリードでつなぐ
- 飼い猫は屋内で飼育する

※「ごみのポイ捨ての禁止」「捨て犬・捨て猫の禁止」「犬の散歩時のふんの持ち帰り」に違反すると5万円以下の過料と氏名の公表などの罰則が適用される場合があります